

対象議案番号	会員名(姓のみ)	意見内容	回答
1	1 君和田	平成22年度第2回通常総会の報告において、公益社団法人への移行は平成24年度の一般社団法人への移行の後5年を目途となっておりましたが、平成23年度第8回理事会決議により、平成25年度からの移行に変更されました。このため公益社団法人への移行の「目途」も、平成25年度から後の5年後を目処とするという方針になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、5年後に必ず公益社団法人に移行するものではなく、新公益法人制度施行後の制度運用等を鑑み、長所・短所を踏まえ再検討するものをご理解願います。
2	1 高美	定款改定案の目的(第3条)及び事業(第4条)を見ると旧定款と変わらず、一般の社会福祉法人の定款とも思えるもので、社会福祉士職能団体の定款とは思えない。社会福祉士を取り巻く現状を顧みると少なくともそれぞれの第1項には社会福祉士の地位向上、職域拡大、権利擁護がしかるべきである。これでは会員は会の事業のための手足でしかなく、会費を納める会員であることのメリットが全く感じられない。組織率の向上など望むべくもないのではないか。	本会は社会福祉相談援助専門職の職能団体として、(一般社団法人であったとしても)社会福祉の増進に寄与することを目的とした公益団体として設立しています。 これは現在の社団法人設立準備段階から法人の理念として持ち続けていたものであり、研修等の共益的活動に分類される事業も、会員間のネットワークを拡げていくことも、結果として支援を必要とする方をつなぎ、ささえ、まもることに繋がると考えております。 社会福祉士の地位向上や職域拡大が社会的利益に帰するものであれば当然それを求めて参りますし、現在も各種パブリックコメントおよび会長声明等で社会福祉士の活用を提言しております。 ご指摘の明文化につきましては今後の検討課題として参ります。
3	3 高美	移行後において「会の運営を執り行う」を行うのは理事会の役目であり、これを代表する会長に助言し補佐するのは各理事の基本的な役割と認識している。にも拘らずさらに「会長に必要な助言を求める」相談役を必要とする明確な理由を示されるべきです。「(「全般的な助言」というのは傀儡化する恐れがあり、適切ではないことを付け加えておきます。)また、今回の定款変更で相談役の無報酬規定が削除されているのは何故か、併せて明確に説明されるべきです。	相談役は必要な場面において会長からの求めに応じ助言を行うものでありますが、その助言に強制力はなく、また理事会の議決に対抗する権限もありません。 ご意見後段にある相談役の無報酬規定(第18条第4項)につきましては、削除するものでは御座いません。前回総会での議場からのご質問を受け、これまで明記されていなかったものを今回追加するものです。 移行後の本会は業務執行理事を置かない理事会設置型一般社団法人になります。 業務執行理事を置かない理由は、本会の場合理事が業務を担う各委員会に属し実質的に全員が業務執行に携わるため、業務執行理事が本会の性格になじまないためではございますが、法人法の規定上は代表権および業務執行権は会長(代表理事)にのみ存し、理事会は意思決定機関として存在します。 このため定款上は会長が全ての業務執行状況を理事会に報告すること(第13条第2項および同第3項)とし、業務執行を補佐する任意機関として相談役を置くことができるとしております。
4	6 高美	議案には直接関係しませんが、この意見募集がこのフォームからのものしか受け付けられないという方法に疑問を感じます。社会福祉士に限らず世の中にはネットを含めたパソコンをいかに使っていない人も沢山存在します。今回採用されている方式はそうした方々の意見表明機会を奪うことになり、社会福祉士とは、相手の事情や状況を斟酌し、それに適した対応・対処をとることが基本と理解していましたが、極めて残念です。またこの方法では意見発信者の手元にきちんと発信内容が残らないことも問題とします。方式の再考をお願いします。	はじめに、意見公募期間が短くなってしまいましたこととお詫び申し上げます。 方法につきまして、今回は一般社団法人への移行に向けた定款および諸規程の改正を目的とし、最重要議題である定款については法人法上の規定に沿ったもの、所管課に確認の上提案しているものであること、また申請までの時間的な問題もあり、フォームのみでの意見募集といたしました。 次回以降の総会につきましては議案説明会等の機会も活用して会員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。